

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少することといたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月十六日
仙台市宮城野区鶴ヶ谷字館下一六番地
有限会社守屋チツブ輸送
代表取締役 守屋 長司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し一千万円とすることといたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月十六日
埼玉県川口市青木一丁目二番一〇号
有限会社関根小型運輸
代表取締役 関根 實

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千一百七十四万三千円減少し一千万円とすることといたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
計算書類の公告義務はありません。
令和八年六月十六日
京都府福知山市字大門四四番地
光産業有限公司
取締役 蘆田 光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千五百十万円減少し全額を資本準備金に組み入れ、一千万円とすることといたしました。
効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十四日に行われました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、確定した最終事業年度はありません。
令和八年六月十六日
奈良県大和高田市大字大中二番地三
株式会社WHD
代表取締役 西脇 涼

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三千五百億円減少することといたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和八年六月十六日
東京都千代田区二番町八番地八
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 スティーブン・ヘイズ・デ
イカス

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円、資本準備金の額を四千万円減少することといたしました。
ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載 官報
掲載の日付 令和八年六月一日
掲載頁 九十四頁(号外第一二二一〇号)
令和八年六月十六日
札幌市中央区南二十三条西十五丁目一番一〇号
ダイアナ南山鼻ヒルズA四階
株式会社クリエーション
代表取締役 清水 保明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十六日
青森県弘前市大字藤野二丁目三番地六
弘南バス株式会社
代表取締役 工藤 智久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十六日
埼玉県川口市青木一丁目六番二五号
埼玉運輸株式会社
代表取締役 藤田 義治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十六日
東京都世田谷区太子堂四丁目一番一〇号
ロッタタワー
日本アルゴリズム株式会社
代表取締役社長 岩崎 幸正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十六日
東京都港区海岸三丁目八番九号
株式会社ニチダン
代表取締役 石井 元

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしましたので公告します。
令和八年六月十六日
名古屋市中熱田区古新町二丁目四〇番地の三
株式会社太田伝導機
代表取締役 太田 芳一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することといたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年六月十六日
三重県四日市市楠町北五味塚五三〇番地
三鈴工機株式会社
代表取締役 打田 卓也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である茂木哲也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年六月十六日
東京都葛飾区東金町三一七一一〇KBS
E一一二号
日本における代表者 茂木 哲也

限定承認公告

本籍東京都葛飾区堀切三丁目二番、最後の住所東京都葛飾区堀切三丁目二五番一二号
被相続人 亡 金子 昭平

右被相続人は令和七年八月二十三日死亡し、その相続人は令和八年四月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月十六日
群馬県前橋市下石倉町三〇番地一〇グラシ
ア新前橋一二四号
相続財産清算人 金子 正幸

限定承認公告

本籍東京都杉並区下井草一丁目九三五番地、最後の住所東京都杉並区下井草一丁目二三番八号
被相続人 亡 浅賀みづり
右被相続人は令和八年二月五日死亡し、その相続人は令和八年六月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月十六日
東京都台東区浅草橋一丁目八番一〇九一〇号
限定承認者 寺嶋 芳江

限定承認公告

本籍東京都豊島区要町三丁目一九番地八、最後の住所東京都豊島区千早四二〇一一一
ファルコン千早一〇一
被相続人 亡 花井 譲二
右被相続人は令和七年七月二十六日死亡し、その相続人は令和八年六月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月十六日
東京都新宿区新小川町三番三〇号
限定承認者 鹿野谷 彩

限定承認公告

本籍東京都中央区佃二丁目一番、最後の住所東京都江東区有明一丁目四番二〇一三一六号
被相続人 亡 前田 直也
右被相続人は令和七年八月五日死亡し、その相続人は令和八年六月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月十六日
東京都江東区有明一丁目四番二〇一三一六号
相続財産清算人 前田 啓吾